

独立行政法人森林総合研究所中期目標

農林水産省指令 19林整研第1473号

平成20年4月1日

独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、明治38年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、平成13年4月に特定独立行政法人として設立され、これまで我が国最大の森林及び林業に関する総合的な試験研究機関として、森林・林業・木材産業に関する研究開発を確実に推進してきた。

一方、独立行政法人林木育種センター（以下「センター」という。）は、戦後、森林整備に不可欠な林木の優良品種の開発・普及等の事業（以下「林木育種事業」という。）を行うことを目的として、各地に林木育種場が設置されたことに始まるものであり、これまで社会ニーズに対応した新品种の開発等に取り組み、近年では花粉発生抑制対策に有効な品種や病虫害抵抗性の高い品種の開発を推進してきている。

このような状況の下で、平成19年4月、研究所及びセンターを統合することとなり、新しい研究所において、従来、法人が行ってきた業務を引き続き効率的に実施することとなったところである。また、統合の効果としては、森林・林業・木材産業に関する試験研究と林木の新品种の開発・配布事業等を一体的かつ効率的・効果的に実施し、社会ニーズに対応した成果が早期に期待できる条件が整備されることとなったところである。

現在、我が国の森林・林業・木材産業に関する研究開発及び林木育種事業に対しては、「生物多様性国家戦略」（平成19年11月27日閣議決定）に基づく、生物種・生態系の保全、種の絶滅の防止と回復等を目標とした施策の推進、「科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）に示された「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」、「人材育成と競争的環境の重視」を基本として、研究開発等を推進することが求められている。

こうした背景の下で、研究所は、「森林・林業基本計画」（平成18年9月8日閣議決定）に対応した「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」（平成19年1月22日林野庁長官策定）及び「林木育種戦略」（平成19年2月20日林野庁長官策定）並びに「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）に対応した「農林水産研究基本計画」（平成17年3月30日農林水産技術会議決定）に基づき、①森林の環境と産業に関わる開発

研究３分野及び技術革新を図る基礎研究２分野に研究の重点化を行い、研究成果を効果的に普及するとともに、②林木育種事業の中核機関として、国、都道府県等の関係機関との緊密な連携を図った林木育種事業を推進する等、政策ニーズに密接に対応した課題に取り組むため、中期目標を策定し、着実に実施する。

なお、独立行政法人整理合理化計画（平成１９年１２月２４日閣議決定）に定められた独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）の水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務（以下「水源林造成事業等」という。）を研究所が承継することに伴い、「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」の指摘などを踏まえ、これら事業等の適切かつ着実な実施を図るものとする。

第１ 中期目標の期間

研究所の中期目標の期間は、平成１８年４月１日から平成２３年３月３１日までの５年間とする。

第２ 業務運営の効率化に関する事項

１ 経費の抑制

（１）試験・研究及び林木育種事業

業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも前事業年度の一般管理費の３％及び業務経費の１％の合計に相当する額を抑制する。

また、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成１８年法律第４７号）に基づき、平成１８年度以降の５年間において、国家公務員に準じ、５％以上の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）の削減を行う。このほか、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告を踏まえた給与体系の見直しを進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６」（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人件費改革を平成２３年度まで継続する。

以上に加え、管理部門等の効率化を行い、統合メリットを発現することにより、中期目標期間の最終事業年度において、平成１８年度予算における一般管理費比で１０％相当額の抑制を行う。

(2) 水源林造成事業等

機構から承継した水源林造成事業等について、事務及び事業の見直し、組織の見直し、運営の効率化を図るとともに、独立行政法人整理合理化計画に基づく横断的な雇用確保対策等が図られることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に機構の平成19年度経費と比較して、①一般管理費については35%、②人件費（退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については40%、③事業費については36%削減する。

2 効率的・効果的な評価の実施及び活用

業務の質の向上及び業務運営の効率化を図るため、自己評価等を行い、その結果を業務運営に適切に反映させる。

また、外部専門家・有識者等の協力を仰ぎつつ自ら点検を行うとともに、その評価手法の効率化に努める。

研究職員の業績評価は、自己評価を基本に客観性及び透明性を確保した上で組織としての実績の向上を図るために行い、その結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。

一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、評価制度の改善について検討する。

3 資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 資金

研究所は、運営費交付金を効率的に活用して研究を推進するとともに、研究を加速することを目的として競争的研究資金等外部資金の獲得に積極的に取り組む。

(2) 施設・設備

研究の重点化に対応した効率的な研究施設・設備の利用を計画的に進める。

(3) 組織等

森林・林業・木材産業に係る政策及び社会的ニーズに対応し、成果を効率的に創出するため、組織の適切な運営を図る。

全国5か所に設置している試験地については、研究目的の達成に必要な現地調査体制を確保することを前提に、効率的かつ効果的な運営を行う観点から、要員の恒常的な配置の必要性について見直しを行う。

全国 93 か所に設置している試験林については、効率的かつ効果的な運営を確保するための見直しを行う。

全国 4 か所に設置している増殖保存園については、業務の実施方法の改善によって効率化を図り、要員配置について見直しを行う。

森林・林業・木材産業に関する試験研究と林木育種事業を一体的に実施する体制を整備し、効果的・効率的な運営を図る。

役職員の法令遵守に資するための外部有識者等を含めたコンプライアンス委員会を設置するなど、体制を整備する。また、法人が策定した「随意契約の見直し計画」を着実に実施するなど、業務の適正化かつ効率的な運営を促進するため内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。

監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

機構から承継した地方事務所については、各事業の終了時に合わせ、速やかに事務所を廃止するとともに、事業の進展、事業内容等に応じた業務実施体制に整備する。

(4) 職員の資質向上

研究所の業務を的確に推進できる職員を計画的に育成するとともにその資質の向上を図る。

また、管理部門の職員を各種研修に参加させることにより、高度な専門知識を有する職員の確保を図る。

職員の法令遵守等を推進する。

4 管理業務の効率化

管理部門については、徹底した業務内容の見直し、事務の簡素化等を行うことにより業務の効率化及び要員の合理化を図る。

5 産学官連携・協力の促進・強化

研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究及び林木育種を推進する中核機関として、効率的な研究、林木育種事業の実施及び成果の利活用の促進のため、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間等との連携・協力を今後とも積極的に行う。

また、地域が限定される研究課題、林木の新品種の開発並びに関連する調査及び研究のうち、公立林業試験研究機関等において実施可能なものについては、地方にゆだねることとする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 研究の推進

研究所は、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保等に資するよう社会ニーズに対応した研究開発を推進していくことの重要性を踏まえ、森林の炭素吸収機能に着目した研究課題等の地球規模での環境問題、森林の多面的機能の発揮に関わる課題、木質バイオマスの利用促進に関わる課題等、全国的・広域的に対処すべき研究課題について重点的に研究を行う。

また、研究所は、その独自性を発揮するため、これらの研究についての企画・立案機能の強化を図るとともに、当初予測の範囲を超えて研究が進展した場合及び緊急に解決すべき課題が発生した場合等においては、迅速に対応する。

(1) 研究の推進方向

研究に係る目標の設定に当たっては、次のように定義した用語を主に使用して段階的な達成目標を示す。また、研究対象等を明示することにより、必ず達成すべき目標を具体的に示す。

解明する：原理、現象を科学的に明らかにすること。

開発する：利用可能な技術を作り上げること。

確立する：技術を組み合わせて技術体系を作り上げること。

ア 森林・林業・木材産業における課題の解決と新たな展開に向けた開発研究

地球環境問題、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び木材利用に対する国民の関心が高まる中で、次の3つの重点分野を設定して研究開発を進める。

特に、地球温暖化対策に向けた研究については重点的に取り組む。

研究の推進に際しては、様々な研究分野との連携はもとより、関係各機関並びに諸外国の研究機関及び国際機関との連携協力の推進に留意する。

(ア) 地球温暖化対策に向けた研究

地球温暖化による影響の拡大が懸念され、その対策が急がれている中で、森林は温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源として、また木材・木質バイオマス資源は炭素の貯蔵庫及び化石資源の代替として大きな役割を果たすことが期待されており、森林の保全及び木材・木質バイオマス資源の有効利用について国民の関心が急速に高まってい

る。

このような中で、気候変動枠組条約・京都議定書の下、地球温暖化対策として国家的な取組が行われており、科学的知見に基づく技術的な対応が急務となっている。

このため、森林への温暖化影響予測及び二酸化炭素吸収源の評価・活用技術の開発並びに木質バイオマスの変換・利用技術及び地域利用システムの開発を行う。

(イ) 森林と木材による安全・安心・快適な生活環境の創出に向けた研究

森林は、生物多様性保全、土砂災害防止、土壌保全、水源かん養、保健・レクリエーション、文化等公益的機能の発揮を通じて国民の安全で快適な生活環境を支える重要な役割を果たしており、また、木材は国民の安全で快適な住環境の創出に貢献している。

森林の公益的機能を高度に発揮させるためには、森林を健全に維持していくとともに、近年急増している台風、豪雨、津波等による自然災害に適切に対応し、森林の被害を予防・復旧していくことが必要である。

また、木材を利用した住環境については、災害に強く、健康に不安を与えない、安全で快適なものとするのが求められている。

このため、生物多様性保全技術及び野生生物等による被害対策技術の開発、水土保全機能の評価及び災害予測・被害軽減技術の開発、森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発並びに安全で快適な住環境の創出に向けた木質資源利用技術の開発を行う。

(ロ) 社会情勢変化に対応した新たな林業・木材利用に関する研究

林業は、長期にわたる木材価格の低迷の中で、採算性の悪化、担い手の減少等が進む等衰退傾向にある。このような状況の下、山村の経済・社会の活性化に向けて、広葉樹林等による多様な森林への誘導、効率的な作業システム等、新たな林業生産技術を活用した森林の整備・保全が求められている。

また、木材の安定的生産を適切に実施していくためには、森林資源の利用動向及び木材流通実態の把握を行いつつ、消費者ニーズに対応した加工・生産・供給体制を構築することが喫緊の課題となっている。

このため、林業の活力向上に向けた新たな生産技術の開発及び消費動向に対応したスギ材等林産物の高度利用技術の開発を行う。

イ 森林生物の機能と森林生態系の動態の解明に向けた基礎研究

国民生活にとって重要な森林に関する様々な現象を科学的に解明し、その成果を、森林・林業・木材産業分野の多くの課題の解決及び新たな展開に向けた開発研究に活用し、かつ我が国の科学技術政策に資するために以下の2つの重点分野を設定し、森林生物の機能及び森林生態系の動態の解明に向けた基礎研究を推進する。

(7) 新素材開発に向けた森林生物資源の機能解明

生物機能を活用した新技術の創出、木質系新素材の開発等を図るためには、森林生物のゲノム情報の充実に図り、環境ストレス適応機構等を解明すること並びに木質系資源の化学的・物理的機能及び特性を解明することにより、森林生物資源の機能に関する知見を集積することが課題となっている。

このため、森林生物の生命現象の解明並びに木質系資源の機能及び特性の解明を行う。

(イ) 森林生態系の構造と機能の解明

森林生態系においては、森林を構成する樹木及びそこに住む各種の生物が食物連鎖又は共生を通じて動的に結び付いているとともに、生物群集とそれを取り巻く土壌、大気等の環境が水・養分・エネルギーの循環を通じて結び付いており、地球温暖化が生態系に与える影響評価、生物多様性の保全、山地災害及び生物被害の予測・軽減、持続可能な森林管理等に対応する技術開発を効率的に推進するためには、森林生態系に関する基礎的知見の集積が不可欠である。

このため、森林生態系における物質動態の解明及び森林生態系における生物群集の動態の解明を行う。

(2) 研究の基盤となる情報の収集と整備の推進

森林・林業・木材産業に関する研究の基盤となる情報の収集・整備・活用を推進する。

(3) きのか類等遺伝資源の収集及び保存

きのか類等遺伝資源を500点探索・収集するとともに、遺伝資源の増殖・保存、特性評価等を推進する。

2 林木育種事業の推進

森林の適正な整備を推進するためには、優良な種苗の確保を図ることが重要であるが、新品種の開発は、その成果を得るまでに極めて長期間を要する特徴がある。

一方、森林の多面的機能の発揮、花粉症対策、地球温暖化防止等森林に対

する社会のニーズが多様化していることから、林木育種事業を緊急かつ着実に推進し、社会のニーズに対応した品種を開発することが求められている。

このことから、研究所は、林木育種事業を推進する中核機関として、都道府県等との連携を図りつつ、優良な品種を開発・普及させるとともに、絶滅に瀕している貴重な林木遺伝資源の保全、我が国における林木育種に関する技術力を生かした海外技術協力を行うものとする。

(1) 林木の新品種の開発

安全で快適な国民生活の確保及び森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備を促進するため、林木育種分野において、花粉症対策に有効な品種、地球温暖化の防止に資する品種、国土保全、自然環境保全等の機能及び林産物供給機能の更なる向上に資する品種を開発することが求められている。

このため、林木の新品種の開発の業務を推進し、中期目標期間中に、新たに250品種を開発する。

特に、花粉症対策に有効な品種及び国土保全、自然環境保全等の機能の向上に資する品種の開発に重点的に取り組む。

(2) 林木遺伝資源の収集・保存

貴重な林木遺伝資源が滅失することを防ぐとともに、多様な林木育種ニーズに対応した新品種の開発等を進めるため、中期目標期間中に、6,000点の林木遺伝資源を探索・収集するとともに、増殖・保存、特性評価等の業務を推進する。

特に、絶滅に瀕している種等の希少・貴重な林木遺伝資源の探索・収集に取り組む。

(3) 種苗の生産及び配布

- ・新品種等の利用の促進に資するため、都道府県等に対して積極的な情報提供に努める。

- ・都道府県等からの要請に応じて、新品種等の種苗の適正な生産に努め、配布の実施に当たっては、申請者の要望する期間中に配布するものとし、その期間中に配布する件数は全件数の90%以上とする。

- ・都道府県等を対象として、顧客満足度（5段階評価で3.5以上の評価を目標）を数値化するためのアンケート調査を実施し、その結果を評価・分析した上で、業務に反映させる。

(4) 林木の新品種開発等に関連する調査及び研究

- ア 新品種等の開発及び利用の推進に必要な技術の開発

- 花粉症対策に有効な品種、地球温暖化の防止に資する品種、国土保全、

自然環境保全等の機能の向上に資する品種、林産物供給機能の向上に資する品種の開発、育種年限の短縮、遺伝子組換えによる育種、新品種等の利用の推進等に必要な技術の開発のための調査及び研究を行う。

特に、広葉樹林の遺伝的管理、育種年限の短縮及び遺伝子組換えによる育種に必要な技術の開発のための調査及び研究に取り組む。

イ 林木遺伝資源の収集、分類、保存及び特性評価に必要な技術の開発

絶滅に瀕している種及び育種素材として利用価値の高い林木遺伝資源についての収集、分類、保存及び特性評価に必要な技術の開発のための調査及び研究を行う。

ウ 海外協力に資する林木育種技術の開発

地球温暖化、熱帯林の減少・劣化等の環境問題の顕在化や近年の木材供給のひっ迫等に対処するため、林木育種分野において海外に対する技術協力を行う。

特に、熱帯産早生樹等に係る育種技術の開発やこれらに資するネットワークの構築を行うとともに、これに必要な海外の林木遺伝資源について100点を目標として収集する。

(5) 森林バイオ分野における連携の推進

試験研究と林木育種事業を一体的に実施することによる相乗効果の早期発現のため、森林バイオ分野において、研究部門と林木育種部門とが連携し、当該分野における研究開発を促進させる。

3 水源林造成事業等の推進

(1) 水源林造成事業の推進

本事業は、水源林の造成により、水源かん養機能の強化、土砂流出・崩壊の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の持続的発揮に資するものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。

ア 事業の重点化の実施

効果的な事業推進の観点から、新規契約については、水源かん養機能の強化を図る重要性の高い流域内の箇所限定する。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

(ア) 今後の新規契約については、水源かん養機能等の森林の有する公益的機能をより持続的かつ高度に発揮させるとともに、コスト削減を図るため、契約内容・施業方法を抜本的に見直したものに限定する。

なお、見直しに当たっては、独立行政法人森林総合研究所法（平成

11年法律第198号)附則第8条第1項に規定する別に法律で定める日までの間に、新たなモデルの検証期間として、その検証を行い、本格的な導入への対応を進める。

また、既契約分については、施業方法の見直し等により、事業実施手法の高度化を図る。

(イ) 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果(事業の継続、変更又は中止)については、確実かつ早期に事業実施に反映させる。

(ウ) 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止に資するため、木材利用を推進することとし、間伐材の有効利用を図るとともに、利用間伐を推進する。

(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の実施

特定中山間保全整備事業は、中山間地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行うことにより、農林業の振興を図るとともに、水源のかん養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等森林や農用地の有する公益的機能の維持増進を図るものであり、また、農用地総合整備事業は、農用地及び土地改良施設等の整備を総合的かつ集中的に実施することにより、農業の生産性向上と農業構造の改善を図るものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。

なお、両事業については、実施中の区域の事業完了をもって廃止する。

ア 計画的で的確な事業の実施

(ア) 平成19年度までに事業採択した区域について、事業実施計画に基づき、着実に事業を実施する。

(イ) 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果(事業の継続、変更又は中止)については、確実に事業実施に反映させる。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

(ア) 環境の保全への配慮、建設副産物等の有効利用を図る。

(イ) 効率的な事業執行等の観点から、新技術や新工法の導入を図る。

(3) 事業実施コストの構造改善

平成20年度以降新たに策定される公共事業のコスト縮減計画を踏まえ、研究所が実施する公共事業について、コスト縮減に取り組み、中期目標期間の最終事業年度に平成19年度と比較して9%程度の総合的なコスト構造改善を推進する。

(4) 緑資源幹線林道事業に係る債権債務管理、その他の債権債務管理及び緑

資源幹線林道の保全管理業務の実施

平成19年度末までに機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、N T T・A資金に係る債権等について、徴収及び償還業務を確実に行うとともに、機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、必要な維持、修繕その他の管理を行いながら、地方公共団体への移管を推進する。

4 行政機関等との連携

他の独立行政法人との役割分担に留意しつつ、緊急対応を含めて行政機関等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行う。

5 成果の公表及び普及の促進

(1) 情報発信の強化

成果の公表及び普及に関しては、多様な情報媒体を効果的に活用して国民との継続的な双方向コミュニケーションの確保を図る。

(2) 成果の公表及び広報

研究及び林木育種事業の成果は、積極的に学術雑誌等への論文報告、学会での発表、マスコミ等により公表するとともに、主要な成果及び活動状況については、広報誌、研究所のウェブサイト（ホームページ）等を通じて広報を積極的に行う。

なお、中期目標期間中の研究分野の成果指標である研究者一人当たりの学術雑誌への掲載論文数は、年平均1.0報以上とする。

(3) 成果の利活用の促進

普及可能な成果は、マニュアル等で公表するとともに、講演会、一般公開、公開講座、展示等を通じ、積極的に紹介していく。

(4) 知的所有権の取得及び利活用の促進

特許等の知的所有権を積極的に取得し、さらに民間等における利用の促進を図る。

6 専門分野を生かしたその他の社会貢献

(1) 分析及び鑑定

林業用種子の発芽鑑定等、行政、関係業界等から依頼される各種の分析及び鑑定については、研究所の有する高い専門知識が必要とされるものを実施する。

(2) 講習及び指導

- ・研究分野における講習

国、都道府県、大学、海外研究機関、民間等に対し、講師の派遣及び研修生の受入れ等を行う。

- ・都道府県等に対する林木育種技術の講習及び指導

新品種等の利用を進めるため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成

- ・改良技術等について講習及び指導を行うとともに、講習及び指導の内容及び実施体制の充実に努める。

- ・海外の林木育種に関する技術指導

海外研修員等の受入れ及び専門家の派遣等の業務の充実を図るため、支援先機関の多様化並びに多様な関係機関との連携及び協力による技術指導や技術開発のためのネットワーク化に取り組む。

(3) 標本の生産及び配布

要請に応じて木材・植物の標本を生産し、配布する。

(4) 国際機関、学会等への協力

海外研究機関、国際機関、学会等への試験・研究等に関する専門家の派遣等を行う。

第4 財務内容の改善に関する事項

1. 試験・研究及び林木育種事業

(1) 収支の均衡

適切な業務の運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

(2) 業務の効率化を反映した予算計画の実行及び遵守

運営費交付金を充当して行う事業については、経費節減目標を踏まえた運営費交付金を受けることを前提に、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

2. 水源林造成事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

コスト縮減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。

(2) 業務の効率化を反映した予算計画の実行及び遵守

経費節減目標を踏まえた、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備に関する事項

長期的な展望に基づき、老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備について計画的な整備に努める。

2 人事に関する計画

(1) 人員計画

期間中の人事に関する計画を定め、その実現を図る。

(2) 人材の確保

研究職の流動化を図り、一層の成果を挙げる観点から、若手研究者については、任期付任用制度を早期に導入する等、選考採用及び試験採用を有効に組み合わせ、女性研究者の積極的な採用を図りつつ、中期目標達成に必要な優れた人材を確保する。

3 環境対策・安全管理の推進

研究所は、環境に対する影響に十分な配慮を行うとともに、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を行う。さらに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進に積極的に取り組む。

4 情報の公開と保護

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開及び個人情報の保護を適切に行う。